

令和3年度

非常災害時その他緊迫事態における非常措置について

滋賀大学教育学部附属幼稚園

非常災害時その他緊迫事態の発生または発生のおそれのある場合の休園については下記の要領となりますので、よろしくお願ひします。

気象状況等によって災害の発生が予想される場合

○大津市南部に「**特別警報**、……**警報**（暴風、大雨、洪水、大雪等）」が、午前7時現在で発令中の場合は休園とする。

○登園途中に発令された場合は、その時点で帰宅する。また保育中に発令された場合はその時点で速やかに子どもを引き取りに来ること。

*午前7時まで解除になっても、交通機関の混乱や災害の状況によっては、保護者の判断で無理な登園はしない（その旨、幼稚園に連絡を入れる。欠席にはならない）。

*登園はしても警報が出ることが予想される場合は、保護者自身で気象状況の把握に心がけること。

大地震発生の場合

○登園前に発生し、保護者の判断で危険と考えられる場合は登園しない。休園となることもある。

○警戒宣言発令中は、休園とする。

○保育中に発生した場合は、保護者はその時点で速やかに子どもを引き取りに来ること。その際、園児引き渡しカードを忘れずに持参すること。

*電話や交通機関の不通も考えられる。災害情報の把握に努め、保護者の判断で行動すること。

*万一、「引き渡しカード」が手元にない場合は、「入構証」にての確認とする。

その他の緊迫事態の場合

○交通機関の混乱、高温による熱中症、不測の事態（テロ等）等危険が予測される場合は、登園前のニュース等で情勢を確認し、無理をして登園しないように保護者の判断で行動すること。

◇以上のことについては、年間適用します。

◇家庭ならびに送迎者で共通理解された上で、いつでも対処できるようにしておいてください。

◇安全のため、園長の判断により休園・保育時間の短縮などの特別措置をとる場合があります。園からの連絡に注意してください。